



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

636	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課).....	1
637	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更	(").....	2
638	"	(").....	2
639	大規模小売店舗の変更	(商工振興課).....	2
640	"	(").....	3
641	"	(").....	4
642	大規模小売店舗立地法による海南市から聴取した意見の概要	(").....	5
643	引の池土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課).....	6
644	大井堰土地改良区の役員の就退任	(").....	6
645	橋本市吉原土地改良区の役員の退任	(").....	7
646	橋本市吉原土地改良区の役員の住所変更	(").....	7
647	池の前土地改良区の定款変更の認可	(").....	7
648	土地改良事業の施行の同意	(").....	7
649	"	(").....	7
650	県営畑地帯総合整備事業の工事の完了	(").....	8
651	公聴会の開催	(果樹園芸課).....	8
652	保安林の指定	(森林整備課).....	8
653	"	(").....	8
654	"	(").....	9
655	"	(").....	9
656	"	(").....	10
657	"	(").....	10
658	"	(").....	11
659	保安林の指定施業要件変更予定	(").....	11
660	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課).....	11

○ 監査委員告示

3	包括外部監査人の監査の事務を補助させることができる旨の協議	12
---	-------------------------------	-------	----

告 示

和歌山県告示第636号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成22年6月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービス	主たる対象とする障害	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限

			の 種 類	種 別				
3011000 407	ヘルパー ステーション 心	橋本市紀見79番 地の14	居宅介護 重度訪問介 護	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児	特定非営利 活動法人心	橋本市紀見79番 地の14	平成 22. 6. 1	平成 28. 5. 31

和歌山県告示第637号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定の変更について、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成22年6月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番 号	事業所の名称	障害福祉サービス の 種 類	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更指定 年 月 日
30114002 76	あすなろ共同作業 所	自立訓練（生活訓 練）	利用定員	6人	6人	平成 22. 6. 1
		就労移行支援	利用定員	10人	10人	
		就労継続支援B型	利用定員	20人	24人	

和歌山県告示第638号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成22年6月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番 号	事業所の名称	障害福祉 サービス の 種 類	変更事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
3012300 186	訪問介護くまの がわ	居宅介護 重度訪問介 護	事業所の所在地	新宮市熊野川町日足753	新宮市熊野川町日足742 -1	平成 22. 4. 1
3010100 976	はなケアステー ション	居宅介護 重度訪問介 護	事業所の所在地	和歌山市太田489番地 ネオハウス太田1階1 号	和歌山市松島331番地 の22	平成 22. 5. 25
			主たる事務所の 所在地	和歌山市太田489番地 ネオハウス太田1階1 号	和歌山市松島331番地 の22	

和歌山県告示第639号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項（法附則第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法附則第5条第4項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成22年6月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパー松源西浜店
和歌山県和歌山市西浜1026-1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社松源 代表取締役社長 桑原一良
和歌山県和歌山市吹上二丁目4番50号
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 午前9時から午後8時まで
(変更後) 午前9時から午後9時まで
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前8時30分から午後8時30分まで
(変更後) 午前8時30分から午後9時30分まで
- 4 変更年月日
平成22年5月29日
- 5 変更した理由
お客様の利便性向上のため。
- 6 届出年月日
平成22年5月28日
- 7 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課（和歌山市七番丁23番地）
- 8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成22年6月11日から同年10月12日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第640号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項（法附則第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法附則第5条第4項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成22年6月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
松源粉河店
和歌山県紀の川市粉河785番地

- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社松源 代表取締役社長 桑原一良
和歌山県和歌山市吹上二丁目4番50号
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗の所在地
(変更前) 和歌山県那賀郡粉河町大字粉河785番地
(変更後) 和歌山県紀の川市粉河785番地
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 午前9時から午後8時まで
(変更後) 午前9時から午後9時まで
 - (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前8時30分から午後8時30分まで
(変更後) 午前8時30分から午後9時30分まで
- 4 変更年月日
 - 3 (1) 平成17年11月7日
 - 3 (2) ・ (3) 平成22年5月29日
- 5 変更した理由
 - 3 (1) 市制施行による住所名の変更のため。
 - 3 (2) ・ (3) お客様の利便性向上のため。
- 6 届出年月日
平成22年5月28日
- 7 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)
紀の川市農林商工部商工観光課 (紀の川市西大井338番地)
和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課 (岩出市高塚209番地)
- 8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成22年6月11日から同年10月12日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第641号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)附則第5条第1項(法附則第5条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法附則第5条第4項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成22年6月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーマツゲン妙寺店
和歌山県伊都郡かつらぎ町妙寺160番地の8

- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社松源 代表取締役社長 桑原一良
和歌山県和歌山市吹上二丁目4番50号
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗の所在地
(変更前) 和歌山県伊都郡かつらぎ町妙寺130番地
(変更後) 和歌山県伊都郡かつらぎ町妙寺160番地の8
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 午前9時から午後8時まで
(変更後) 午前9時から午後9時まで
 - (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前8時30分から午後8時30分まで
(変更後) 午前8時30分から午後9時30分まで
- 4 変更年月日
平成22年5月29日
- 5 変更する理由
 - 3 (1) お客様に周知している地番に変更するため。
 - 3 (2) ・ (3) お客様の利便性向上のため。平成22年5月28日
- 7 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)
かつらぎ町産業観光課 (伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2160番地)
和歌山県伊都振興局地域振興部企画産業課 (橋本市市脇四丁目5番8号)
- 8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成22年6月11日から同年10月12日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第642号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により海南市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成22年6月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) オークワ海南野上店
和歌山県海南市野上中420 他
- 2 意見の概要
騒音、振動、廃棄物関係については関係法令を順守のこと。また夜間照明等の生活環境に影響を与え
ると思われることについては、隣接地域の住民、事業者、団体等に説明し理解を得ること。
- 3 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山県海草振興局地域振興部企画産業課 (和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1)
海南市まちづくり部産業振興課 (海南市日方1525番地6)
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成22年6月11日から同年7月12日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第643号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により引の池土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成22年6月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員（平成22年3月31日退任）

職名 氏 名 住 所

理事 杉村弥太郎 橋本市高野口町名古屋786番地

2 就任した役員（平成22年4月1日就任）

職名 氏 名 住 所

理事 西岡基夫 橋本市高野口町名古屋818番地

和歌山県告示第644号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により大井堰土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成22年6月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員（平成22年5月31日退任）

職名 氏 名 住 所

理事 小塚晴保 西牟婁郡白浜町栄267番地

理事 栗栖一 西牟婁郡白浜町栄1028番地の7

理事 西村哲哉 西牟婁郡白浜町栄973番地

理事 吉田哲久 西牟婁郡白浜町栄811番地

理事 山本孝一 西牟婁郡白浜町中7番地

理事 竹原豊次 西牟婁郡白浜町栄732番地の2

理事 竹中泉 西牟婁郡白浜町中230番地

理事 柳原徳男 西牟婁郡白浜町中364番地

理事 尾崎修 西牟婁郡白浜町才野466番の内1号地

理事 松本隆康 西牟婁郡白浜町才野354番地の1

監事 羽根實 西牟婁郡白浜町中162番地の2

監事 木下正彦 西牟婁郡白浜町才野793番地

2 就任した役員（平成22年6月1日就任）

職名 氏 名 住 所

理事 小塚晴保 西牟婁郡白浜町栄267番地

理事 栗栖一 西牟婁郡白浜町栄1028番地の7

理事 西村哲哉 西牟婁郡白浜町栄973番地

理事 吉田哲久 西牟婁郡白浜町栄811番地

理事 山本孝一 西牟婁郡白浜町中7番地

理事 竹原豊次 西牟婁郡白浜町栄732番地の2

理事 竹中泉 西牟婁郡白浜町中230番地

理事 加原幹夫 西牟婁郡白浜町中169番地

理事 尾崎修 西牟婁郡白浜町才野466番の内1号地

理事 松本隆康 西牟婁郡白浜町才野354番地の1
監事 羽根實 西牟婁郡白浜町中162番地の2
監事 木下正彦 西牟婁郡白浜町才野793番地

和歌山県告示第645号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、橋本市吉原土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成22年6月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

退任した役員（平成22年3月27日退任）

職名 氏 名 住 所
理事 西川昇 橋本市吉原648番地

和歌山県告示第646号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、橋本市吉原土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成22年6月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

役員の住所変更

職名 理事
氏名 田中齊
変更前の住所 和歌山市神波30番地の50
変更後の住所 橋本市吉原630番地

和歌山県告示第647号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、池の前土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成22年6月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第648号

平成22年2月16日付けで協議のあった有田川町営土地改良事業（基盤整備促進事業熊井地区）の施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により同意したので、同法第96条の2第7項の規定により、この旨を公告する。

平成22年6月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第649号

平成22年2月16日付けで協議のあった有田川町営土地改良事業（村づくり交付金事業小川地区）の施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により同意したので、同法第96条の2第7項の規定により、この旨を公告する。

平成22年6月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第650号

県営畑地帯総合整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成22年6月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事業名 県営畑地帯総合整備事業河根地区
- 2 確定年月日 平成18年8月8日
- 3 工事を完了した時期 平成22年3月24日

和歌山県告示第651号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第4項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成22年6月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 日時 平成22年7月5日（月）午後2時から
- 2 場所 和歌山県自治会館 306号室
和歌山市茶屋ノ丁2-1
- 3 案件 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第10条第2項に定めるニホンジカの捕獲頭数制限の緩和に関する和歌山県ニホンジカ保護管理計画の変更について
- 4 公聴会の問い合わせ先
和歌山県農林水産部農業生産局果樹園芸課農業環境保全室（電話番号073-441-2906）

和歌山県告示第652号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成22年6月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字境川字箕ノ岩486の2
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第653号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成22年6月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字楠本字長瀬626の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字長瀬626の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第654号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成22年6月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字境川字箕谷658の9
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字箕谷658の9（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第655号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成22年6月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字上湯川字近井132、132の1、134、135、136の9から136の11まで、字東番137の1・137の19（以上2筆については次の図に示す部分に限る。）、138、139

- 2 指定の目的 水源のかん養

- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字東番137の19（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第656号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成22年6月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字小阪字上地1713の1、1716

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第657号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成22年6月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字西中野川字平瀬801の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第658号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成22年6月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 東牟婁郡串本町田原字荒船2194
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字荒船2194（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第659号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年6月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 紀の川市神通字稲尾192の33、192の34
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び那賀振興局並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第660号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成22年6月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

海南市下津町引尾、下津町百垣内、下津町引尾・興、下津町引尾・百垣内・興及び下津町百垣内・引尾地区

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

竹無川（1-301-1-030）、宮尾谷川（1-301-1-031）、落合川（1-301-2-010）、加茂川右支溪（1-301-2-011）、上出谷（1-301-1-035）、下出谷（1-301-2-016）、引尾（1）（Ⅰ-676）、下出・下出（1）（Ⅰ-677）、引尾（3）（Ⅰ-682）、引尾（4）（Ⅰ-2156）、下出・下出・興（Ⅰ-3513）、下出（2）（Ⅰ-3518）、引尾（6）（Ⅰ-3536）、引尾（7）（Ⅰ-3537）、引尾（8）（Ⅰ-3538）、引尾（201）（Ⅱ-2351）、引尾（202）（Ⅱ-2352）、引尾（304）（Ⅲ-1246）、引尾（305）（Ⅲ-1247）、引尾（1）（Ⅳ-9029）、引尾（2）（Ⅳ-9030）、引尾（5）（Ⅳ-9033）、引尾（6）（Ⅳ-9034）、引尾（7）（Ⅳ-9035）、引尾（8）（Ⅳ-9036）、引尾（9）（Ⅳ-9037）、引尾（10）（Ⅳ-9038）、引尾（11）（Ⅳ-9039）、引尾（13）（Ⅳ-9041）、引尾（14）（Ⅳ-9042）、引尾（15）（Ⅳ-9043）、引尾（16）（Ⅳ-9044）、引尾（17）（Ⅳ-9045）、百垣内（302）（Ⅲ-1244）

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

4 法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部並びに海南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

監査委員告示

和歌山県監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、包括外部監査人の中修二の監査の事務を補助させることができる旨の協議が調ったので、次のとおり告示する。

平成22年6月11日

和歌山県監査委員 楠 本 隆
和歌山県監査委員 足 立 聖 子
和歌山県監査委員 須 川 倍 行
和歌山県監査委員 角 田 秀 樹

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
酒井清	兵庫県川西市美山台一丁目1番地の44	平成22年6月11日から 平成23年3月31日まで
牧野康幸	大阪府池田市石橋四丁目11番18号	平成22年6月11日から 平成23年3月31日まで
大川幸一	兵庫県川西市南花屋敷四丁目15番26号	平成22年6月11日から 平成23年3月31日まで
辻井芳樹	大阪府堺市中区深井中町488番地18	平成22年6月11日から 平成23年3月31日まで
石原久靖	大阪府八尾市八尾木北一丁目58番地	平成22年6月11日から 平成23年3月31日まで
速水弘	大阪府高槻市奥天神町三丁目7番3号	平成22年6月11日から 平成23年3月31日まで